

議案番号	議案名	内容（要旨）	議決結果	議決状態
議 第 1 号	樫原市議会委員会条例の一部改正について	樫原市役所行政組織条例の一部改正により、部の名称及び所掌する事務の見直しが行われ、これに伴い所要の改正を行うもの	原案可決	全会一致
議 第 2 号	樫原市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	一般不妊治療費の助成事務に加え、不育治療費の助成事務においても個人番号を利用するため、所要の改正を行うもの	原案可決	賛成多数
議 第 3 号	樫原市行政不服審査法施行条例及び樫原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正により、関係条例を整備するもの	原案可決	賛成多数
議 第 4 号	樫原市監査委員に関する条例の一部改正について	地方自治法の一部改正により、所要の規定の整理を行うもの	原案可決	全会一致
議 第 5 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	会計年度任用職員制度の導入に伴い、職員のサービスの宣誓、公務災害補償に係る補償基礎額等について、所要の規定の整備を行うもの	原案可決	賛成多数
議 第 6 号	樫原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	樫原市農業委員会の委員及び樫原市農地利用最適化推進委員の報酬について、農地利用の最適化の推進に係る能率給を新たに定めるとともに、基本給の見直しを行うもの	原案可決	全会一致
議 第 7 号	樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び樫原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	国家公務員の給与水準及び本市の厳しい財政状況を踏まえ、令和2年4月から令和4年3月までの間、管理職の職員に支給する給料月額を暫定的に減額する措置を講ずるもの	原案可決	賛成多数
議 第 8 号	樫原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	執行機関の附属機関として、樫原市予防接種検討委員会を設置するため、所要の改正を行うもの	原案可決	賛成多数
議 第 9 号	樫原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	児童福祉法の一部改正により、放課後児童指導員の資格要件に係る経過措置期間について見直しを行うため、所要の改正を行うもの	原案可決	全会一致
議 第 10 号	樫原市印鑑条例の一部改正について	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定等により、印鑑の登録の資格等について所要の改正を行うもの	原案可決	全会一致
議 第 11 号	樫原市営住宅条例の一部改正について	民法の一部改正及び日高山団地建替事業の実施により、所要の改正を行うもの	原案可決	全会一致
議 第 12 号	樫原市道路占用料に関する条例等の一部改正について	道路法施行令の一部改正により、道路占用料等の見直しが行われたほか、樫原市税外債権管理条例の制定により、延滞金計算の規定が整備されたため、所要の改正を行うもの	原案可決	全会一致

議案番号	議案名	内容（要旨）	議決結果	議決状態
議第13号	檀原市上水道給水条例の一部改正について	檀原市税外債権管理条例の制定により、税外債権一般の放棄事由が定められたため、水道料金等の債権の放棄事由をこれに統一する改正を行うもの	原案可決	全会一致
議第14号	訴えの提起について（損害賠償金等支払請求）	駐車場での物損事故による損害賠償金等を滞納している者に対し、損害賠償金等の支払を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの	原案可決	全会一致
議第15号	権利の放棄について（生活保護法第76条の2第三者行為求償金）	債務者が死亡した生活保護法第78条徴収金に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの	原案可決	全会一致
議第16号	権利の放棄について（生活保護法第78条徴収金）	債務者が死亡した生活保護法第78条徴収金に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの	原案可決	全会一致
議第17号	令和元年度檀原市一般会計補正予算（第4号）について	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,317,870千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,353,308千円とする。（以下、略）	原案可決	全会一致
議第18号	令和元年度檀原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ508千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,492,722千円とする。（以下、略）	原案可決	全会一致
議第19号	令和元年度檀原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,921千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,743,449千円とする。（以下、略）	原案可決	全会一致
議第20号	令和元年度檀原市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222,925千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,517,498千円とする。（以下、略）	原案可決	全会一致
議第21号	令和2年度檀原市一般会計予算について	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,470,000千円と定める。（以下、略）	原案可決	賛成多数
議第22号	令和2年度檀原市国民健康保険特別会計予算について	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,527,000千円と定める。（以下、略）	原案可決	賛成多数
議第23号	令和2年度檀原市後期高齢者医療特別会計予算について	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,877,400千円と定める。（以下、略）	原案可決	賛成多数
議第24号	令和2年度檀原市介護保険特別会計予算について	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,717,300千円と定める。（以下、略）	原案可決	賛成多数
議第25号	令和2年度檀原市共有財産処分特別会計予算について	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,762,000千円と定める。（以下、略）	原案可決	全会一致

議案番号	議案名	内容（要旨）	議決結果	議決状態
議第26号	令和2年度樫原市上水道事業会計予算について	(略)	原案可決	賛成多数
議第27号	令和2年度樫原市下水道事業会計予算について	(略)	原案可決	賛成多数
議第28号	控訴の提起について	控訴を提起することにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの	原案可決	全会一致
決第1号	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書	議員提案により意見書を、関係行政庁に対し提出するもの	原案可決	全会一致
決第2号	中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書	議員提案により意見書を、関係行政庁に対し提出するもの	原案可決	賛成多数
決第3号	公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを求める意見書	議員提案により意見書を、関係行政庁に対し提出するもの	否決	賛成少数
決第4号	議第21号 令和2年度樫原市一般会計予算についてに対する附帯決議	(略)	原案可決	賛成多数
報第1号	令和2年度樫原市土地開発公社事業計画の報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定により報告	報告	—
同意第2号	固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて	固定資産評価審査委員会の委員1人が、令和2年3月31日に任期満了となるため、地方税法第423条第3項の規定に基づき、委員を選任するもの	同意	全会一致
同意第3号	人権擁護委員の委員候補者の推薦について	人権擁護委員2人が、令和2年6月30日に任期満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるもの	同意	全会一致
同意第4号	教育長の任命につき同意を求めることについて	教育長が、令和元年11月11日をもって辞任したため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、その後任者を任命するもの	同意	全会一致